

神奈川県指定重要文化財の指定について

別紙（案）のとおり

令和7年3月11日提出

神奈川県教育委員会

教育長 花 田 忠 雄

（提案理由）

神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）第4条第3項の規定に基づき、神奈川県文化財保護審議会に諮問（令和6年11月22日）したところ、別添のとおり令和7年2月27日付けで神奈川県指定重要文化財として指定することが適当であるとの答申がありましたので、指定をいたしたく提案するものです。

(案)

神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）第4条第1項の規定により、次のとおり神奈川県指定重要文化財に指定する。

種別	名 称	数量	所有者	所 在 地
彫刻	もくぞう あ み だ によらいりゅうぞう 木造阿弥陀如来立像	く 1 軀	宗教法人 善福寺	平塚市広川691 番地

令和 7 年 2 月 27 日

神奈川県教育委員会
教育長 花 田 忠 雄 様

神奈川県文化財保護審議会
会 長 浅 見 龍 介



神奈川県指定重要文化財の指定について（答申）

令和 6 年11月22日付け文遺第2598号で諮問のありました標記のことについて、次のとおり神奈川県指定重要文化財として指定することが適当であるとの結論に達しましたので、理由書を添えて答申します。

神奈川県指定重要文化財

種別	名 称	数量	所有者	所 在 地
彫刻	もくぞう あ み だ によらいりゅうぞう 木造阿弥陀如来立像	1 軀	宗教法人善福寺	平塚市広川691 番地

神奈川県指定重要文化財 指定理由書

- 1 名 称 もくぞう あ み だ によらいりゅうぞう
木造阿弥陀如来立像
- 2 所在地 平塚市広川 691 番地
- 3 所有者 ぜんぶくじ
宗教法人善福寺
- 4 数 量 1 軀
- 5 法 量 像高 77.3cm
- 6 品質構造 針葉樹材（ヒノキ）、よせぎづくり寄木造
- 7 年 代 鎌倉時代（13 世紀）
- 8 指定種別 彫刻
- 9 概 要

善福寺は、平塚市の北西、大磯丘陵の北東側縁辺部に所在し、国指定史跡「ごりょうがだいはいづか五領ヶ台貝塚」の南方に位置する。当像はその本尊であるが、善福寺は曹洞宗の寺院（通常は釈迦如来が本尊）であるため、当初は浄土教系寺院にあったものが当寺に伝来したと見られる。本堂内に安置され、江戸時代作の両脇侍菩薩立像を伴う。平成4年に平塚市指定重要文化財に指定。

右手の肘を曲げてひじ掌てのひらを正面に向け、人差し指を曲げて親指と輪を作り、左手はすいか垂下して同様に輪を作るといったらいごういん来迎印を結び、蓮台（後補）の上に立つ。のう え け さ衲衣（袈裟）は左肩を覆い、みぎわきした右腋下を通して腹前をわたり、ふたたび左肩から肘に掛かって末端は背面、肘の外に垂らす。右肩を覆う衣を別に着け、右胸下で弛ませてのう え衲衣にたくし込み、その後、右腕に掛けて外に垂らす。下半身に右足外側で打ち合わせるくん裙（腰から下に巻く布）を着ける。こうはい え光背は柄（後補）のみ残り、ずこう頭光を失う。ら ほつ螺髪は一粒ずつ貼り付け、中央を釘で打って止めると見られる。粒ごとに銅線を巻く。

ら ほつ螺髪ぐんじょうさいの群青ろくしょうせん彩、髪際につけいの緑青線が一部に残る。肉髻（頭頂部の隆起部分）中央と額に穴があるが、はめられていたにつけいしゅ肉髻珠とびやくごう白毫（額中央の白い巻き毛）は失われている。目は水晶をはめたぎよくがん玉眼とする。

両手先は銅製鑄造。と きん鍍金ではなく漆箔または金泥塗り。像底に足首を削り残して別材製の両足先をは矧ぐ（後補）。左右かかと踵の後方に各一つ円孔を開け、棒を挿して台

座の^{ほぞあな}柄穴にはめて立たせる。

像の表面は、^{くろうるし}黒漆塗りの上に^{たんしたじ}丹下地を置き、^{きんてい}金泥を塗る。着衣部には^{きりかね}切金で、^{からくさもん}唐草文、^{まんじ}万字^{もん}結び文、^{にじゅうしつぼう}二重七宝^{もん}結び文、^{まるもん}丸文、^{そうちょうもん}双鳥文、^{しゃこうしもん}斜格子文などの文様を表わす。この^{きりかねもんよう}切金文様や表面の^{たんしたじきんてい}丹下地金泥塗りが良好な状態で残っている。

当像の大きな特徴として、^{らほつ}螺髪を粒ごとに巻いた銅線で表している点や、足裏に^{ほぞ}柄を作らない方法で台座に固定している点、手先が当初から銅製である点などが挙げられる。当像は当初の両足先が失われているため確認できないが、足裏に^{ほぞ}柄を作り出さないのは^{ぶつそくもん}仏足文を表わすためと考えられる。

このような特徴を持つ阿弥陀如来立像は、鎌倉時代に初めて造られ、複数の作例があるものの、全国的には希少である。同様の作例の中には当像と同様に手先が銅製のものも見られる。手先を銅製にするのは、臨終の際に亡くなる人と阿弥陀如来像の手を五色の糸で結んで極楽に導いてもらうためのものと考えられる。そうした臨終行儀は広く行なわれていたと思われるが、木製の手先が破損するケースが多かったと見られ、この像は堅牢な銅で手先を造っている。ただし、重いため袖口に負担がかかり、欠損、補修している。

神奈川県内で、同様の技法の作は小田原市本誓寺の2^く軀が知られており、既に神奈川県指定重要文化財となっている。本像はこれに劣らない優れた造形を示す像で、神奈川県指定とするにふさわしい。

写真（提供：県立歴史博物館）



正面



左側



右側



背面



上半身 正面



上半身 背面



着衣部の切金文様